

入札監理小委員会
第699回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第699回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年9月1日（金）14：13～15：10

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務（デジタル庁）

3. 閉会

<出席者>

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員
宮崎専門委員

（デジタル庁）

省庁業務サービスグループ 人事・給与関係業務情報システム担当 水口参事官
能城企画官
松浦参事官補佐

（事務局）

後藤事務局長、平井企画官

○事務局 それでは、ただいまから第699回「入札監理小委員会」を開催します。

初めに、人事・給与関係業務情報システムに関わるプロジェクト管理支援業務の実施要項（案）について、デジタル庁省庁業務サービスグループ人事・給与関係業務情報システム担当、水口参事官から御説明をお願いしたいと思います。

○水口参事官 私、デジタル庁の省庁業務サービスグループで人事・給与システムの担当参事官をしております水口と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから、まずはシステムの概要と、あと今回の対象となっておりますプロジェクト管理支援業務の概要、そしてこれまでの調達の状況と、今回の調達に当たりまして競争性を向上させるために工夫した点などについて御説明をさせていただきます。

それでは、まず、システムの概要につきまして、資料のA-3を御覧いただけたらと思います。横紙のパワーポイントでございます。こちらでございますけれども、当該システムにつきましては、2010年から人事院において構築して運用しているものでございまして、2021年の9月のデジタル庁発足に伴いまして、デジタル庁に移管したものでございます。システムを一言で申しますと、その名前のおり国家公務員の人事・給与に関する業務を処理するシステムということで、我々省庁の内部的な手続を行うためのシステムでございます。

システムの目的でございますけれども、下の図を御覧いただけたらと思いますが、当該システムを導入する前につきましては、省庁ごとに、それぞれ人事ですとか給与に関するシステムを構築して運用していたという状況でございまして、これによって、例えば、毎年、何らかの制度改正が行われますけれども、その制度改正に合わせたシステム改修等は省庁ごとにやっていて非常に非効率であったということでございます。当該システムの導入によりまして、そういった制度改正にも一括で対応できることによってコスト削減にもつながりますし、また、セキュリティー対策等も一括して一元的に管理することによって全体の管理ができるということでございまして、共通のシステムをつくることによって、ここに3つ書いておりますけれども、業務の簡素化・効率化と共有化によるコスト削減と、そういったセキュリティー面での安全性・信頼性の確保ですとか個人情報の保護といったような大きく3つを目的として構築したものでございます。

こちらのユーザーにつきましては、国会事務局や裁判所を含む47府省等の常勤職員で、約30万人の方が御利用いただいているというシステムでございます。

次のページを御覧ください。こちら、こういった利用をこのシステムがされているかと

いう資料でございますけれども、主な業務フローを記載しております。利用者といましては、一般的な役所の一職員の方も使いますし、あとはそれぞれの省庁での人事担当者ですとか給与担当者という方が利用するものでございます。例えば、その職員の方が、このAの矢印がありますけれども、その手続として、振込口座ですとか、手当の申請ですとか、あと年末調整といった手続の申請をこのシステム上でやることができるということでございます。

併せて人事担当者は、例えば人事情報等を当該システムに入力できると。例えば人事、この下のフローでいきますと、人事の際の人事発令に関する通知書等も、このシステムで出して発出しているということでございます。

給与に関しましては、給与担当者のほうで必要な手当ですとか、そういった情報を入力することによって、その後はそういった給与明細の作成ですとか、また、実際の給与支払いということで、担当者のほうから財務省の官庁会計システム、ADAMS IIといわれているところも連携しながら、実際に日本銀行を通じて銀行口座に振り込まれる、そういった一連の給料支払いの流れでも利用されるといったようなシステムでございます。

続きまして、今回の業務の概要でございますけれども、同じくその次のA-3の資料の3枚目を御覧ください。まず、今回の業務につきまして簡単に申しますと、実際に当該システムですとか、これに乗っかってアプリケーションを作成・改修・保守を実施いたしますベンダー企業と、あと我々デジタル庁の担当職員との間をつないでいただいて、技術的なアドバイザーのような役割をお願いするという業務でございます。これによって、よりよいものを効果的・効率的につくることができるとともに、あとよく言われておりますけれども、我々役所の職員が、専門家であるベンダーの言いなりになるようなことを防止するような効果もあるものと考えております。

具体的には、この①から③番までの業務でございますけれども、システムの課題の検討や課題解決に向けたプロジェクトの管理、2つ目としてシステム担当に対する技術的助言の提供やシステム利用府省への運用支援、関係ベンダー間の調整や技術的支援ということで、この下の図にあります、それぞれ関係のベンダーですとか、あと関係府省も含めて関係者の間をいろいろ調整ですとか、また、スケジュール管理ですとか、技術的なアドバイスといったものを行っていただくという業務になってございます。

続きまして、これまでの調達状況と今回の市場化テストの取組も踏まえました競争性の確保のための工夫している点につきまして御説明いたしますけれども、資料A-4を御覧

ください。こちらの一覧表のほうで御説明をさせていただきます。必要に応じて、A-2の要項のページ数につきましても御説明していきたいと思っております。

まず、今回の調達過去の3回の調達状況でございますけれども、それぞれ平成31年、令和2年、令和3年から5年ということでございますが、契約期間が1年だったり、3年だったりということで違いますので金額も異なりますけれども、それぞれ一般競争入札の総合評価落札方式で実施しておりまして、落札率も、過去3回については、95%が2回、あと99%1回という状況でございます。こちらにつきましては、一応この3回は、PwCコンサルティング合同会社が落札をしておりまして、応募者数につきましても、この1者がそれぞれ1者応札になっているというのが過去3回の状況でございます。一方、この少し前には、ほかの会社も実施した事例もございますので、必ずしもずっとこの会社でやってきているわけではございません。

あと、このPwCコンサルティング合同会社と申しますのは、コンサルティング業務を専門にしている会社でございますけれども、今回の業務につきましては、コンサル専門会社ではなくてコンサル部門を持っているような総合的なベンダー企業等でも手を挙げる事が可能ではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、過去3回、一者応札が続いてございますので、今回、どのような工夫をしているかということでございますけれども、まず、競争参加資格の欄を御覧いただきたいと思いますが、こちら、実施要項の38ページにも記載しておりますけれども、これまではずっとA等級のみを対象としておりましたが、今回からはAまたはB等級ということで、要件を緩和しているということでございます。

また、下の部分でございますけれども、業務責任者の資格・実務経験の欄でございますけれども、こちらは、求める業務経験やスキルを具体的に記載したということでございますが、実施要項でいくとページの34ページに情報セキュリティ責任者の具体的要件等も記載しております。こういった、これまで記載してなかったものを今回から記載するようにして明確化しているということでございます。

仕様書につきましても、これまで仕様書に書いてなかったようなことも、なるべく具体的に書くということでございまして、例えば、実施要項の30ページを御覧いただけたらと思っておりますけれども、これまで記載してなかったような引継ぎのことですとか、または、その他の業務内容につきましても、より具体的に記載しているということでございます。

あと併せまして、情報開示の状況ということでございますけれども、実施要項の12ペ

ページを御覧いただけたらと思いますが、こちら、審査の基準につきましては、これまで公表しておりませんでしたけれども、より参加しやすいようにということで、新たに今回から公表しておりますし、また、同じく実施要項の60ページ以降に、細かい評価基準の表を載せておりますが、こちらにつきましては、これまで入札公告のタイミングで公表しておりましたけれども、これを意見聴取するタイミングで、なるべく早く公開するということで、より準備がしやすいようにしているところでございます。

また、民間の参入促進ということにつきましては、ウェブを活用した説明会の開催ということで、より多くの方が参加しやすいような説明会の開催ですとか、また、デジタル庁に移管されましたので、デジタル庁でのホームページなどでの広報ということで、より業界の方が見ていただけるような広報も充実をしていく予定でございます。

一番最後のところに入札不参加に対するヒアリングの状況ということで書いておりますけれども、これまで1者応札が続いていたということで、実際にヒアリングをしたところによりますと、今回の受注した企業につきましては、実際のシステムの構築ですとか、改修・運用・保守に関する業務というのは公平性の観点から受注できないというルールにしておりますので、より金額規模の大きいような、実際の改修・保守を行うような業務を優先した企業もあったのではないかとということが企業からのヒアリングの中でもあったところでございます。あと、この資料に連絡先不明ということで書いておりますけれども、実際に、その後連絡が取れまして確認したところ、現実的に要員の確保ができなかったというようなところも原因だったということで聞いているところでございます。

こういった各種の取組を行うことによって、今回につきましては競争性がより確保できたのではないかと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。御質問、御意見等ありましたらよろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございます。

まず、プロジェクト管理と仰っていますけれども、管理支援のプロジェクトとは、何をもちってプロジェクトと言っているのかが明確ではなくて、それぞれの業務、例えば、幾つか分かれていて、ほかに受注しているところがありますが、そういったところをまとめる

のは、それぞれがプロジェクトで、それをまとめることをプロジェクト管理と言っているのでしょうか。この定義、プロジェクトの意味を明確にさせていただきたいと思うのですが、れどもいかがでしょうか。

○水口参事官 御質問ありがとうございます。

先ほどの資料のA-3の3枚目に管理支援業務の概要を1枚でお示ししていますけれども、ここで言うプロジェクトと申しますのは、図で言う、左下でございますが、システムの運用・保守を行う業務ですとか、またはアプリケーション保守を行う業務、またはヘルプデスクの業務といった、システムに関して実際にシステムを構築したり、維持したりするという業務を行うようなベンダー等と、あと各業務のことをプロジェクトと申しております、各プロジェクトの進捗管理であったり、我々との間に入った調整事項であったりというのをお願いするものでございます。

○大山専門委員 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、このプロジェクトを管理支援する業者は、発注側にいるのですか、それも受注側にいるのですか。発注者はどちらなのでしょう。

○水口参事官 契約関係では、我々デジタル庁が発注者で、このコンサルタントが受注者ですけれども、ただ、仕事の仕方としては、どちらかというベンダーというよりは我々役所の立場で運営してもらおうと。先ほども少し申しましたけれども、我々が、例えば専門性がないのでベンダーの言いなりになるというようなことをよく言われておりますが、そういうところを専門的な見地から、我々デジタル庁の職員をサポートしてもらおうといったような立場で、立場的には発注者側に立って仕事をしてもらおうものでございます。

○大山専門委員 そうすると、デジタル庁のほうの人手不足、知識不足、そういったものを補うための発注者支援だということですね。

○水口参事官 ということで御理解いただけたらと思います。

○大山専門委員 何かそれがはっきり読み取れるようになさったほうがいいかという感じがしましたのが1点。

もう一つ、これに関して、システムの改修やいろいろな運用に関しては、各府省がそれぞれの立場で、それぞれの状況で毎年変わっていくことがあると思うのです、人事・給与に関しては。それが人事・給与システムに上がってきてというのは、デジタル庁のほうに情報が行くのでしょうか。

○水口参事官 我々のシステム自体も、我々が人事ですとか給与の制度を持っているわけ

ではございませんので、例えば人事院のほうが、そういった制度を変えたことを、情報を入力いたしまして、制度の改正が行われたら、その制度の改正に基づいてシステムを改修するというのを我々デジタル庁がやっていることでございます。

○大山専門委員 そのときに、支援業者はどういう立ち位置になるのですか。発注側の立場といっても、要求ははっきりと発注側である各府省に聞こえていますよね。デジタル庁は、それをまとめて、共通部分をできるだけ合わせて、ということを実施するということなんでしょうか。

○水口参事官 人事・給与のデータ自体は各府省にとっても、結局、担当の府省が調整して決めることでございますので、決まった制度に基づいて、これまでは各府省がそれぞれの独自のシステムで同じような改修をしていたのを、我々が共通のシステムとして構築することによって、代表して改修構築を行っているというような仕組みになっておりまして、我々デジタル庁がベンダーに委託をして、そのシステムの改修を行ってもらう際に、我々の立場からのアドバイザー的な役割を今回の受注者をお願いするというものでございます。

○大山専門委員 そうすると、そこは幾つかの府省から上がってくる要求を、共通部分と個別部分とを分けて、共通部分については共通で発注をし、コストを下げるといふ、それが目的ということよろしいでしょうか。

○水口参事官 今回のシステムにつきましては、各府省で共通のシステムとなっておりますので、基本的には共通部分のシステムを改修することになっております。

○大山専門委員 何か1つ触ろうとすると、例えば、3省が似たようなものがあれば、一気に改修したほうが良い。そうでないとテストも含めて増えてしまうというのは一般的な、別々に扱ったときの手間だと思うのです。それを共通化することで減らすというのがここで実施されていることで、そこまで行くと専門知識が必要なので、こういうコンサルのような方たちが必要であるという理屈なのかと理解しているのですけれども、いかがですか。

○水口参事官 その御理解でよろしいかと思えます。

○大山専門委員 そうしますと、コンサルの方たちとしては、平均単価を見ても、ある程度あるので、ほかの事業者があまり興味を持っていない、あるいは人が割けないという状況だとするのは、どこかにまだ十分な参入に対するインセンティブが不足しているのではないかという気がするのです。

その一つとして、ここから別の質問になりますが、例えば、引継ぎに関して、円滑に引き継がれることと書いてありますけれども、ここに関する費用はどうなっているのでしょ

うか。費用に関する説明、記述がないのですけれども、発注側、受注側、誰の負担で、場合によっては受注側と、新たに入札しようとするところは、今、現行業者が幾らかけてくるか分からない、費用が幾らになるか分からないということから引いてしまうのです。それはもう御存じだと思うのですけれども。それによって大きな参入障壁になることがあります。ほかのところでは、かなりそういうところを抑え込んできているのですけれども、今回の業務に関して、この引継ぎに関するところについては、どのようなお考えなのかというのを、あるいは新たに興味を持ったところも、ここを1つ見ても、これは分からないなというので引いてしまう可能性があるという気がするのです。この辺についてどうお考えなのかを教えてくださいませんか。

○水口参事官 御質問ありがとうございます。

引継ぎについてでございますけれども、基本的には業務の受注から業務の開始までの間に、仮に業者が変わるとした場合に、それぞれ引き継いでいただくことになっておりますが、引継ぎ期間についても、ある程度確保するとともに、実際、これまでにやってきたような業務につきましても資料の閲覧等ができるようにいたしますので、今回、今やっているような業務につきましては引き継いでもらうだけではなくて、実際に資料を見ながらも勉強できるようには、いろいろ工夫したいと考えているところでございます。

○大山専門委員 それは分かるのですけれども、分からないときに質問が出るのが普通なのです、ほかの例を見ても。そのときに、どちらの費用負担で実施するのかというのがはっきりしていないと、新たに参入しようとするところが不安になる、あるいは、それが大きな差になってしまうということがよくあるのですけれども、これについては何か記載はないのでしょうかという質問です。

○水口参事官 その引継ぎの具体的な方法までにつきましては、仕様書等には特に記載は書いてございませんけれども、基本的には引継ぎの資料も、この業務の中に含めておりますので、それぞれ、現行の受注者は、今の受注しているお金の範囲内で、次回の受注者については、今回の発注の業務の範囲内で行えるものだと考えておりますが、デジタル庁としても、もしそこがうまくいかないようなことがあれば、うまく引継ぎが円滑に行われるように間に入って調整はしたいと考えているところでございます。

○大山専門委員 分かりました。引継ぎに関しては、そういったようなことがほかでも出ていますので、ぜひ御参考にさせていただき、今回の例がどれぐらいか、引継ぎの規模が分からないので何とも言えないのですけれども、ぜひそこについては、新たに参入しようと

するところが不安を持たないように、明確に記載をしていただく等が必要ではないかと思
います。ぜひ御検討ください。

○水口参事官 御助言ありがとうございます。円滑に引き継がれるように、いろいろと工
夫したいと考えております。よろしくをお願いします。

○大山専門委員 ありがとうございます。

○水口参事官 ありがとうございます。

○事務局 恐縮でございます。事務局でございます。

引継ぎの費用に関して、実施要項の9ページでございます2.4.のところのなお書き、
こちらは該当するものではないのでしょうか。

○松浦参事官補佐 デジタル庁の松浦と申します。

今、事務局の方から補足いただいたとおり、実施要項のところに記載がございまして、
受託者の負担というところになっていきますけれども、仕様書を今ざっと見たところ書いて
いなかったもので、先ほど大山先生の御指摘を受けて、仕様書のほうにも明確に、受託され
た方がしっかりとそこは負担するということを明示しておきたいと思えます。

○大山専門委員 受託先だけが負担すると、大きな額になる例があるのです。現業者が
金額を高くするという例があるので、そこについては公平性あるいは競争性を高める観点
からは、どうするのかというのをはっきりお考えいただいたほうがよろしいのではないかと
思います。

○井熊専門委員 今の先生の御指摘にも共通しているところがあるのですが、事業者のポ
ジションが分かりにくいと思っており、デジタル庁は、このシステムを共通化するという
大命題は非常にそのとおりだと思うのですが、そのときにデジタル庁の方がどういうポジ
ションにいて、そういう統合業務を全部任せてしまうのか、統合全体を統括するようなデ
ジタル庁の人がいて、その人が何らかの不足している機能を民間が賄っていくのか、そう
いうようなポジションがよく見えないというのがあります。このシステムに関する専門の
知識が分からないときに、民間のコンサルを入れるというときは、システムの知識がある
人等の能力がある人等を入れていくわけです。けれども、ここにあるようないろいろな会
議をマネジメントしていくという、少し違った素養になってくると思うのです。そうい
うところで、何となくざくっとこういうことやるからという、PwCのようなコンサル
もいて、システムの素養のあるところが受けてしまっている。だからほかのところはよく
分からないから入ってこない、そういうふうにも見えないこともないというようなことで、

もう少し具体的に、デジタル庁の職員の方がどのような役割分担と責任でやっていくのかというところをきちんと提示したほうが良いのではないかと思います。例えば、この四角のところの全体の統括者の要件等を見ても、何を求めているのかよく分かりません。この中の1項の、資格があればいいというのがあるのですが、この4ページの、69の7の下のところにあります。このような場合というのは、1個1個の資格が何らかの補完関係にないと、どれか1つという言い方は成立しないのではないかと思います。必ずしもそうならないのではないかと思います。全体的に業務の提示をきちんとされたほうが良いのではないかと思います。

それからあともう一つは、そういうような要件を満たし、かつ、関連するシステムを受注してないような業者というのは何者いるのか把握されているのでしょうか。おそらく、こういうような業務を受ける能力があり、かつ、そういうほかのシステムに関係ない業者の数も限られるのではないかと思いますので、そういう限られた業者が参加するように、綿密なニーズ調査や声かけ等をしていかないといけないのではないのでしょうか。

3点目ですけれども、等級をAからBに広げるというのも良いのですが、グループ応札というのは入っていないように見えるのですが、それは可能なのでしょうか。

大きく、その定義の問題と、どれだけの応募者が来るのかということ把握しているかどうかということと、それからあとグループ応札、その3点について教えていただければと思います。

○水口参事官 御質問ありがとうございます。私、水口からお答えさせていただきます。

まず、若干私の説明が悪くて誤解を生んだかもしれないのですが、今回の業務によってシステムを統合するわけではございませんで、もう既に過去の2010年の段階で、各府省のシステムをデジタル庁というか、当時で言うと人事院のシステムにも統合済みの共通システムがもう既にできているという状況でございます。その後、当該システムをいろいろ、制度改正に合わせた改修だったり、いろいろ使い勝手のよさだったりというところを改修したり保守したりしていくところを、1回つくっても継続されていくわけでございますので、それについて、今後も5年間の業務を我々が行うに当たって、その支援をしてもらうためのツールが今回のものでございますので、特にシステムを統合するかという……。

○井熊専門委員 システム統合という私の言い方が悪かったのですが、システム統合と誤解していません。

○水口参事官　そうですか。失礼しました。であれば結構です。

その立場ですけれども、やはり基本的には我々デジタル庁の職員が、その人員も十分にあって、知識も十分にあったら、基本的にはデジタル庁が本来、ベンダーの指導をしながら改修・保守を行っていくところを、そういったところを専門的な観点から支援してもらうというのが今回の立場ということでございます。

具体的には、我々といたしましても、こういった業務ができるような、関心あるような企業については、現時点では複数者、把握しておりますので、その方が全員手を挙げるかどうかは、また、分かりませんが、そういった複数者は、認識しているところにはきちんとしっかりと声かけもしていきたいと考えているところでございます。

あと受注に当たってはJ Vの受注も可能なようにしております、39ページですか、7.3.のところに、複数業者による共同入札ということで記載がございますけれども、基本的にはJ Vでの応札というのを考えております。

以上でございます。

○井熊専門委員　ありがとうございました。

○宮崎専門委員　御説明ありがとうございました。

私から3点ございまして、通し番号でお伝えしますが、まず、69分の11ですが、(9)の「次の受注実績を有すること」という記載がございまして、こちらで「府省共通システム又は同規模の複数の組織間で利用されるシステム利用者が5万人以上となる大規模情報システムの構築又はプロジェクト管理業務の経験があること」という実績要件を課されておりますが、業務の内容を伺っている範囲では、この大規模情報システムのプロジェクト管理業務経験があればよいのではないかと思うのですが、あえて複数の組織間で、かつシステム利用者が5万人以上であることという要件を課すと、複数の組織の方が同じシステムを共同して利用するという前提が、ケースとして少し少なくなるのかなと思っているのですが、この実績要件を課すことによって参加可能な業者がどの程度減るのか、この要件を課した場合でも、どの程度参加可能な業者がいるのかというのは把握されていらっしゃるのかということと、大規模情報システムの構築または管理業務経験だけで十分ではないかと思っておりますので、前段のこの複数組織間かつ5万人要件というのが不可欠なものなのかということ伺いたいのが1点目でございます。

続きまして、69分の12ですが、総合評価点の計算の仕方を技術点3対価格点1とされておりますが、国の総合評価方式の入札の場合、通常、技術点と価格点は1対1、ある

いは多少高度な業務であっても技術点2に対して価格点1でして、3対1というのは相当高度な調査・研究業務の場合かなと思っっているのですが、ここを3対1にされているのは、何か理由があればお教えいただければと思います。

3点目でございます。69分の30です。3.10.で、この業務に人事・給与システムに関する中・長期的な諸課題への対応という業務が含まれておりまして、こちらに非常勤職員に関する課題、非支出官払化等、恐らく国の人事・給与システムというか制度に関しての相当な知見がないと、この課題を想定して提案をすることという業務が、いわゆるシステムの管理業務とは少し異なる側面があるコンサルティング業務、ないしは国の人事制度のコンサルティング業務ができる者という2つの業務を抱き合わせたような業務になっているような側面が見受けられまして、両方こなせるところというと、業者が限られるのではないかと思っていまして、これをどちらかということ、その次の開発の要件定義や設計をする際の相談業務かと思っていまして、これがプロジェクトの管理支援業務と呼べるものなのかというところがよく分からなかったのですが、これを別調達にされたらいかがかということ、これを一体に入れるのであれば、デジタル庁の側で、相談されたい課題を網羅的に提示されるべきだと思っていまして、これを業者側に提案させるというのは少し無理がある、特に既存現行業者以外に提案させるというのはかなり無理があると思っております。その結果、69分の67ですけれども、従来の業務実績開示というところがございまして、こちらで、平成31年度から令和3から5年度の実績の請負契約額の開示がございまして、令和3から5年度の金額が急増していまして、急増している理由が、先ほどの共通プラットフォーム整備の対応ですとか、非常勤の方の新規導入府省への導入支援等、支出官払化の切替支援という内容が追加されたためであると思ってはいるのですが、そうなりますと国固有の人事制度の制度変更やそういったものによって相談する業務が増えるという記述に読み取れるのですが、その場合ですとどのような業務が想定されるのかというのが、恐らく新規参入者には業務量が見えないと思っますので、課題認識を業者に提案させるというよりは、デジタル庁側で、もしこの業務まで入れたいのであれば、何を相談されたいかを明記されないと、業務量が見えないということによって参入に相当な、新規参入者には障害になるのではないかと思っております。

以上3点に関して、お教えいただければと思います。

○水口参事官 御質問ありがとうございます。引き続き、私、水口が御回答させていただきます。

順番に御回答させていただきますけれども、まず、1番の実績の要件でございますが、御指摘のとおり競争力をより確保するためには、御指摘のように大分緩和したほうがいいというのも御指摘のとおりかと思いますが、一方で我々としては、この業務につきましては非常に重要な業務で、かつ、今回の人事・給与システムの特徴としては、複数の府省で結構、独自の運用をしていたりして、要望がいろいろな観点から出てくるという特徴のあるシステムでございますので、そういった意味では、その人事・給与システムの特徴を考えたときに、どうしてもこういった実績もあるほうが我々としては望ましいと考えておりますので、そのバランスをやっぱり考えなければいけないとは思っておりますけれども、我々としては、最低限これぐらいの実績についてはないと不安かということで記載をしているということでございます。

そういったこともありまして、関連して2つ目の質問にもなりますけれども、そういった高度な技術ということもありますし、そういった価格だけではなくて技術の中身でやはり我々としては評価したいという業務でございますので、その3対1を採用しているということでございます。

3点目でございますけれども、制度の変更に伴う改修につきましては、まず、1つの論点としては、例えばUI／UXの充実だとか、制度改正に伴う改修そのものについては、また別途、我々としては発注をして、実際の作業を行ってもらおうベンダーを調達する予定でございます。その調達を行った後に、その業務を行う際に、通常の運用・保守業務と同じような、この管理支援業務をそういった業務についてもやってもらうということでございますので、そういったシステムの改修みたいなところをゼロから今回受注をいただく会社をお願いするわけではないと。あくまで我々とベンダーとの業務の管理支援というところは変わらない、同じスタンスでお願いするものでございます。

あと業務が見えないという御指摘についても、そこもごもっともな御指摘なのでございますけれども、我々デジタル庁職員自体も、今後制度がどう変わっていくかというのは分からないところがございまして、毎年の、例えば人事院勧告等でいろいろ制度が変わっていきませんが、その制度が変わっていくのに合わせて我々はシステムを後追いで改修していかなければいけないという、これはもう当該システムの宿命みたいなものがございまして、現時点でそれを全て明確に見通すことは難しいわけでございますけれども、いずれにいたしましても改修が非常に多くなった場合等、当初予定していた費用で賄えないぐらい量が発生した場合には、そこはまた、改めて契約変更も含めて、必要な費用については、我々とし

ではお支払いする前提で考えているところでございます。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。

そういう意味では、1番目のところに関しましては、お考えは分かりましたけれども、これを基礎点というか必須資格にされるのか、最低限大規模情報システムの構築経験があることにとどめた上で、複数組織間の利用者5万人以上ある場合には加点にされるのかというところは検討の余地があるかと思いますので、そこは御検討いただければと思います。

それから、2点目はいろいろな考えがあるということで一概に何とも言えませんので、特段コメントはございません。

それから3番目の最後ですけれども、そういう内容であくまでベンダーにこの改修業務自体は発注されて、どのような制度改正をされるかということはベンダー側に実施していただくという前提だとすれば、先ほどの69分の30ですけれども、書き方として、その業務に関するプロジェクト管理支援を行っていただくという内容で書いていただければと思うのですが、69分の34と、課題や問題を想定して課題の方向性を提案することというような書きぶりで、これだと運用支援の範囲とは少し異なる内容に読めますので、書きぶりは検討いただければと思います。

○水口参事官 御指摘どうもありがとうございます。今いただきました御指摘も踏まえまして、我々としても検討したいと思っております。ありがとうございます。

○小尾副主査 2点お聞きしたいのですけれども、69分の27のところ、関連する業務としてアプリケーション改修支援業務と、4次システム更改に向けた調査・研究業務という5と6というのが挙げられているのですが、この業務の内容と今回のこの調達で行う、69分の29にあるような3.6.や3.9.という関係性が、この仕様からでは分からないかと思います。例えば5で、アプリケーション改修支援業務というので、例えば仕様の調整等を、27ページのほうの改修支援業務で行うのだとすると、今回、調達する側は何を実施しなければいけないのかというのが読み取れない。ですので、どのくらいその業務負担が発生するのかというのを正確に見積もることができないのではないかと危惧します。

もう1点、これも先ほどからいろいろ出ている話に関連するかもしれないのですが、3のところの作業の実施内容に関する事項のところ、この業務自体は5年間にわたるので、途中で業務の内容に変更が生じる可能性があるというふうに書かれていて、その場合、業務内容を変更するものとするというふうな、あっさりとした記述が書かれているのですが、これだけ見ると、結局何を実施させられるかが分からなくなるように読み取れる可能性が

あり、少なくとも、例えば業務が当初の見積りより多くなった場合には費用、その部分については、いわゆる相談の上決める、または、少なくとも変更があったとしても業務負担は増えないという範囲での変更にする、何かそういうような記載がないと、このままでは何を実施させられるのか分からないというふうに危惧する可能性があると思うのですけれども、この2点について何か変更や、もう少しクリアに書くとかということができるとかということをお聞きしたいと思います。

○水口参事官 御質問ありがとうございます。

まず、1点目でございますけれども、これまでの御説明と繰り返しのところがありますが、基本的にはそれぞれの業務自体の発注というのは別途、本体の改修を行う企業がおりますので、そこそ我々デジタル庁職員とのやり取りを、あくまで側面から支援いただくというものなのですけれども、そこがきちんと相手に伝えるかどうかというのは、もう1回改めて、書きぶりにつきましてもチェックしたいと考えております。

2点目でございますけれども、我々といたしましては変更もあり得るという書きぶりによって、私が先ほど御説明したように、もし業務量が増えたら、それに応じて契約変更して費用を増やすということを言っているつもりなのですが、それで十分伝わりづらいという御指摘かと思っておりますので、ほかの事例も参考にしながら、より分かりやすい表現というのも検討したいと思います。ただ、業務負担が増えない範囲でというのは、少し我々としてはお約束できないものがございまして、業務負担が増える場合には、相手の、当然、許容範囲かどうかということも相談しながら、増えることも含めて変更もしていきたいと考えているところでございます。

○小尾副主査 ありがとうございます。

前半部分については、これは、5や6と言われているのは改修支援業務だから、アプリケーション改修そのものを請け負う人ではなくて、デジタル庁側と実際にアプリケーションをつくる人たちのベンダーの間に立って支援をするという業務だと理解しているのですが、そうではないのですか。

○松浦参事官補佐 デジタル庁の松浦です。御質問ありがとうございます。

5番については、ちょっと経営的なところを申しますと、人・給システムというのが制度改正とか、ずっと改修、改修でしてきておりますので、かなりアプリケーションが複雑になっています。結局、今回のプロジェクト管理と別の話なのですけれども、26ページが一番下のアプリケーション保守業務というところの工数というのがかなり、テスト等の

工数も増えてしまっていますので、そこで結構、工数が食われているという課題意識がございまして、これを、まさにそのシステムの最新技術を取り入れてモダナイズみたいなことをしていかなければいけないという課題があるので、現状のアプリケーション保守業務を請け負っている事業者とは別に、まさにアプリケーション、そういう最新技術をうまく取り入れて改修、1番の業者を支援いただくような形の調達を今、同じタイミングの6年の4月というところでできないかというのが5番になりまして、プロジェクト管理支援については、まさにそういったベンダーも含めてのプロジェクト管理というか、先ほど水口参事官のほうから御説明あったように、我々の立場に立って、そういったものが技術的に見て妥当なのかどうかみたいところを全体管理していただくという関係になろうかなと考えております。

6番については、まさに次のシステム更改に向けての調査・研究というところなので、今回のプロジェクト管理とは全く別でして、次のシステム更改で果たして何をしていくのかというところの民間のクラウド技術の動向とか、あとは費用対効果とか、そういったところをいろいろ調べていただくという業務でございます。

○小尾副主査 ありがとうございます。

分かりました。具体的な内容分かったのですけれども、例えば、69分の30のところ、仕様書の必要書類の作成支援等が今回の業務の中に入っていたりもするので、そうすると、実際に6で実施する業務と、今回請け負う人たちが実施する業務というのは、一部オーバーラップするところがもしかしたら出てくるのかもしれない、そういうことについて説明会を行うのではないかと思いますので、そういうところも含めて、できるだけクリアにさせていただいて、受注しようという方たちが自分たちが実施する業務は何なんだということが分かるように、ぜひ、仕様または説明会で、うまく説明していただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○水口参事官 どうもアドバイスをありがとうございます。御指摘のとおり、今後の説明会等の場でも丁寧に御説明をして、より理解をしていただいた上で手を挙げてもらえるように、我々としても努力したいと思いますので、どうもありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 事務局でございます。ありがとうございます。

まず、今回、実施要項及び仕様書の内容につきまして、内容を再検討いただく点といた

しまして、まず、大山委員のお話の中でありました引継ぎに係る費用負担に関する記述につきまして、新たな委託事業者と現行事業者との費用負担の関係について、他の事例を参考にしつつ再検討いただくということが1点。

井熊委員からの御指摘に係る内容で、デジタル庁の職員の役割が見えづらいという御指摘に関して、業務に関する書きぶりを再検討いただくということ。

あと、宮崎委員からの御指摘におきまして、受注要件の中で、複数の組織間で利用されるシステムの利用者が5万人以上という要件について、加点要件にしてもよいのではないかとこの点につきましても検討いただくということ。

最後、小尾委員の御指摘に係る部分で、27ページから30ページにかけてある全体の業務に関する内容の部分で、27ページ3「作業の実施内容に係る事項」として、契約期間の途中で業務の変更もあり得るという記載について、こちらについても変更が生じた際の対応を分かりやすくすることを検討いただくということ、と受けておりますが、すみません、漏れている部分とかございましたら御指摘よろしくお願ひいたします。

○事務局 特にないようでしたら、関野主査、取りまとめをお願いします。

○関野主査 今の中でおそらく足りないのが、大山先生が最初に言われた名称等、デジタル庁が何をするか、プロジェクトという名前が普通の人は分からないのではないかと思います。

あと、宮崎先生が言われた中・長期的な諸課題の対応というところが、書きぶりを検討していただきたいということだったので、69分の30ですけれども、そこも検討していただかないといけないのではないかと思います。

○事務局 失礼いたしました。

○関野主査 A-3の資料の3ページのポンチ絵がありますけれども、この中に、確かにデジタル庁がどこにも出てこないというところが分からないだろうと思うのです。業者間だけで実施しているという感じなので、プロジェクト管理支援事業者が出てきますけれども、ここには多分、デジタル庁が入っていて、その裏の支援、何かコンサルしていただきたいということだろうと思うのですが、それがこの資料だけではよく分からないので、説明資料を含めて御検討いただきたいと思っております。

それでは、本実施要項（案）につきましましては、再度の審議を実施したいと思います。デジタル庁におかれましては、本日の審議結果を踏まえまして、論点を整理しまして、実施要項（案）に必要な修正を行うようお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

(デジタル庁 退室)

— 了 —